

○茨城県立医療大学研究科長選考規程

〔平成 21 年 2 月 18 日〕
医療大訓 第 3 号

改正 平成 23 年 1 月 26 日

改正 平成 28 年 6 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条第 4 項及び第 7 条並びに茨城県立医療大学学則（平成 6 年茨城県規則第 108 号）第 9 条第 10 項の規定により、茨城県立医療大学研究科長（以下「研究科長」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の機関)

第 2 条 研究科長候補者の選考は、学長が行う。

(選考の時期)

第 3 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、研究科長候補者の選考を行う。

(1) 研究科長の任期が満了するとき。

(2) 研究科長が辞任を申し出たとき。

(3) 研究科長が欠員になったとき。

2 研究科長の選考は、原則として、前項第 1 号の場合は任期満了の日の 30 日前までに、同項第 2 号及び第 3 号の場合はすみやかに行うものとする。

(研究科長候補者の資格)

第 4 条 研究科長候補者は、保健医療科学研究科（以下「研究科」という。）の専任教授又はその予定者（研究科委員会の議を経た者）でなければならない。

2 研究科長は、副学長、学生部長、附属図書館長、学科長又はセンター長との兼務はできない。

(研究科委員会の意見)

第 5 条 学長は、研究科長候補者の選考に当たっては、研究科委員会の意見を聞くことができる。

(知事への申し出)

第 6 条 学長は、第 3 条の規定により研究科長候補者を選考した場合は、知事に申し出なければならない。

2 前項の申し出により、知事は研究科長を任命する。

(任期)

第 7 条 研究科長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事由により選考された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の実施及び解釈)

第8条 この規程の実施及び解釈について疑義が生じたときは、教授会の議を経て学長が定める。

(改正)

第9条 この規程は、教授会において、構成員（休職中及び海外出張中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければ改正できない。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。